様式第１１号

建築物の新築，改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可通知書

※許可通知欄	都市計画法第４３条第１項の規定により，次のとおり建築物の新築 を許可します。 許可番号　　都第 ○○○○ 号 許可年月日　　令和○年○月○日 徳島県知事 ○○　○○
１　申請者の住所及び氏名	○○○○○○○○○○○○○ ○○　○○
２　建築物を建築しようとする土地，用途の変更をしようとする建築物の存する土地又は第一種特定工作物を新設しようとする土地の所在，地番，地目及び面積	○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○，　○○.○○平方メートル
３　建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物の用途	○○○○
４　改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
５　建築しようとする建築物，用途の変更後の建築物又は新設しようとする第一種特定工作物が法第３４条第１号から第１０号まで又は政令第３６条第１項第３号ロからホのいずれの建築物又は第一種特定工作物に該当するかの記載及びその理由	○○○○○○○○
６　その他必要な事項	（※ハード対策の場合） 都市計画法施行細則別表第一の２第三項第２号 （※ソフト対策の場合） 都市計画法施行細則別表第一の２第三項第３号
※ 許可条件	（※ハード対策の場合） T.P.○○より高い位置に床面の高さがある居室を有する建築物とすること。　添付資料○枚 （※ソフト対策の場合は記入不要）

備考　１　申請者が法人である場合においては，申請者の住所及び氏名は，その法人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入すること。
２　※印のある欄は，記入しないこと。
３　「その他必要な事項」の欄には，建築物の新築，改築又は用途の変更又は第１種特定工作物の新設をすることについて他の法令による許可等を要する場合には，その手続きの状況を記載すること。

※４２条の許可書も同様です。

教示

この処分に不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に，徳島県開発審査会に対して審査請求をすることができます。不作為についての審査請求は，徳島県開発審査会に代えて，徳島県知事に対してすることもできます。

また，不服の理由が鉱業，採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは，公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては，審査請求をすることはできません。

この処分の取消しの訴えは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に，徳島県を被告として（徳島県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお，この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。